

務	00	01	5年
(令和13年3月末まで保存)			
(令和12年3月末まで有効)			

交 企 第 2 1 3 号
 (交 規 、 交 指)
 令 和 7 年 9 月 2 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察速度管理指針の策定及び公表について

「交通事故抑止に資する交通指導取締り・最高速度規制等の更なる推進について」
 (令和7年2月14日付け交企第408号)において、総合的な速度管理の考え方についての指針(以下「速度管理指針」という。)を策定し、県民に情報発信を行うこととしているが、この度、本県警察における速度管理指針(以下「青森県警察速度管理指針」という。)を別添1のとおり策定したので、各所属においては、所属職員に周知の上、同指針に基づく各種施策の推進に努められたい。

記

1 速度管理指針の意義

青森県警察速度管理指針は、適切な最高速度規制等を実施し、交通指導取締り、交通安全教育、情報発信等により、これを遵守させるという総合的な速度管理を推進する上での本県警察の基本的考え方や大綱方針を県民に示し、その理解を深めるために策定したものである。

2 速度管理指針の内容

(1) 総合的な速度管理の必要性

「交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する提言」において、総合的な速度管理が交通事故死者の減少のために必要であることの根拠として挙げられている「交通事故の発生状況」、「走行速度と交通事故等の関係」、「速度抑制による被害の軽減」及び「取締りと交通事故の関係」の各項目の記載内容を参考としつつ、総合的な速度管理の必要性について明示した。

(2) 道路、地域等の特性に応じた分類と速度管理の目標

県内の道路は「一般道路」と「高速道路等」に大別されるが、速度管理を行う上で参考とすべき特性に着目し、「一般道路」を人口集中地区である「市街地」とそれ以外の「非市街地」に分類し、それぞれの地域の国道及び県道を「幹線道路」、市町村道路を「その他の道路」と分類した。さらに、「市街地」の「その他の道路」の中に、歩行者や自転車の通行が優先されるべき「生活道路」を設け、それぞれの道路における分析を行い、交通事故実態等の特徴を示しつつ、実現を

目指す速度管理の目標について明示した。

(3) 分類ごとの施策の例示

前記(2)の分類ごとに、各分類に該当する区域の特性を踏まえて、取り組むべき交通規制、交通指導取締り、交通安全教育及び情報発信の施策について例示した。

(4) 具体的な路線・地域の例示

前記の目標及び施策を県民に分かりやすいものとするため、交通事故が多い路線名、地域を例示した。

3 速度管理指針の公表

青森県警察速度管理指針の公表は、交通企画課において、報道機関への提供や県警察ホームページへの掲載等を通じて行う。

各警察署においては、警察署協議会等の場で自署の「速度取締り指針」について説明する機会や交通安全教育、交通指導取締り等のあらゆる機会を通じて、積極的な情報発信に努めること。

また、交通関係機関・団体に対しても周知すること。

4 速度管理指針の検証と見直し

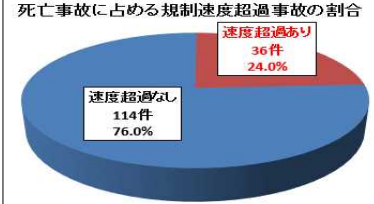
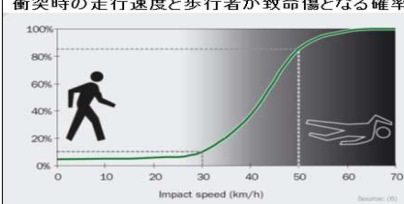
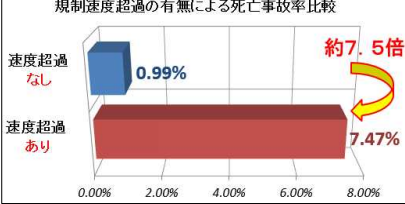
青森県警察速度管理指針の内容については、交通事故実態を始めとする道路、地域等の実情の変化を踏まえるとともに、より合理的かつ県民に分かりやすいものとするため、必要に応じ検証と見直しを図ることとする。

担当：交通企画課交通部企画係

青森県警察速度管理指針

交通企画課

青森県における総合的な速度管理の必要性

速度管理の必要性	交通死亡事故の発生状況	走行速度と致死率の関係	規制速度遵守の必要性(被害軽減)
高速度での走行は、道路状況の把握ができなくなるほか、危険認知時の回避が困難になる、停止距離が長くなるなど、交通事故の危険性が高まるとともに、交通事故発生時には被害も大きくなります。 青森県警察では、交通死亡事故を減らすため、最高速度の遵守に関する速度管理指針を公表することにより、速度管理に関する基本的考え方や方針を県民の皆様にご理解いただくとともに、適切な最高速度規制、交通指導取締り、交通安全教育等を実施するなど、総合的な速度管理を推進します。	過去5年間の交通死亡事故150件中、規制速度の超過があった交通事故は36件(24.0%)。 ※第1当事者原付以上、危険認知速度が調査不能である事故を除く。 	衝突時の速度が30キロメートル毎時を超えると歩行者の致死率が上昇。 ※ Speed management-A road safety manual for decision-makers and practitioners-より 	過去5年間で規制速度の超過があった交通事故は、規制速度の超過がなかった交通事故に比べて死亡事故となる割合が約7.5倍高いことから、規制速度を遵守することが被害軽減のために重要。 

青森県における総合的な速度管理の内容

	一 般 道 路				高速道路等	
	市 街 地			非 市 街 地		
	幹 線 道 路	その他の道路	生 活 道 路	幹 線 道 路		その他の道路
特 徴	【特徴】 ○ 速度超過があった交通事故の4割弱が発生 ○ 追突事故の4割強、右左折時の交通事故の5割強が発生 ○ 横断歩道、その付近における横断中の交通事故の5割弱が発生	【特徴】 ○ 出会い頭等の交差点事故の5割弱が発生 ○ 歩行者及び自転車被害に遭う交通事故の5割強が発生 ○ 通行目的が買物の交通事故が多い	【特徴】 ○ 歩行中、路上遊戯中の交通事故が多い ○ 一時不停止等の違反を伴う交通事故が多い ○ 歩行者では中学生以下、自転車では高校生以下が被害に遭う交通事故が多い	【特徴】 ○ 規制速度の超過があった交通事故の3割弱が発生 ○ 正面衝突及び車両単独で工作物に衝突した交通事故の4割強が発生 ○ 速度が50km/h超の交通事故の約5割が発生 ○ 速度超過があった交通事故の割合が昼夜を問わず高い	【特徴】 ○ 一時不停止等の違反を伴う交通事故の発生が多い ○ 出会い頭による交通事故の割合が高い ○ 規制速度の超過があった交通事故が夜間に多く発生	【特徴】 ○ 追突事故が4割、工作物に衝突した単独事故が2割強を占める ○ 昼間の交通事故が6割強を占める ○ 交通事故のうち、速度超過が認められた事故が約5割
目 標	【速度管理の目標】 規制速度の遵守による 交通事故の抑止及び交通事故発生時の被害の軽減				【速度管理の目標】 規制速度の遵守による 交通事故の抑止及び被害の軽減	
主 な 施 策	【交通規制】 ○ 円滑な道路交通に配慮した速度規制の見直し ○ 道路管理者と連携した道路改良、交通安全施設の点検・見直し 【交通指導取締り】 ○ 速度取締り、警戒走行、駐留警戒 ○ 可搬式オービスによる速度取締り ○ 交差点関連違反の取締り ○ 隣接警察署や交通機動隊と連携した取締り 【交通安全教育】 ○ トラック事業を営む者などの運送事業者や安全運転管理者選任事業所等に対する規制速度遵守と安全運転のための運転者教育 【情報発信】 ○ 事故多発場所等の交通事故情報の発信 ○ LEDビジョンやSNSなどを活用し、速度遵守等と呼び掛ける広報啓発、注意喚起	【交通規制】 ○ 円滑な道路交通に配慮した速度規制の見直し ○ 出会い頭事故を防止するための道路管理者と連携した交通安全施設の点検・見直し 【交通指導取締り】 ○ 速度取締り、警戒走行、駐留警戒 ○ 可搬式オービスによる速度取締り ○ 交差点関連違反の取締り ○ 自転車に対する指導取締り ○ 隣接警察署や交通機動隊と連携した取締り 【交通安全教育】 ○ 規制速度遵守を促すための運転者教育 ○ 歩行者、自転車の保護を働きかける運転者に対する安全教育と街頭指導 ○ 歩行者、自転車利用者に対する安全教育 【情報発信】 ○ 事故多発場所等の交通事故情報の発信 ○ LEDビジョンやSNSなどを活用し、歩行者・自転車の保護を働きかける広報啓発	【交通規制】 ○ ゾーン30規制による車両の速度抑制 ○ 道路管理者と連携し、スムーズ横断歩道や物理的デバイス等の設置など、交通安全施設の見直し ○ スクールゾーン等の規制による通過車両の抑制 【交通指導取締り】 ○ 可搬式オービスによる速度取締り ○ こどもの交通事故防止のためのスクールゾーン等の指導取締りと街頭指導 ○ 自転車に対する指導取締り ○ 交通機動隊と連携した取締り 【交通安全教育】 ○ 生活道路の通行規制や速度抑制を図るための運転者に対する安全教育 ○ 自転車利用者に対する安全教育 ○ 幼児・児童に対する安全教育 【情報発信】 ○ ゾーン30やスクールゾーン等の周知を図るための広報活動	【交通規制】 ○ 円滑な道路交通に配慮した速度規制の見直し ○ 正面衝突及び車両単独事故を防止するための道路管理者と連携した各種安全施設の整備 【交通指導取締り】 ○ 昼夜を問わない速度取締り、警戒走行、駐留警戒 ○ 可搬式オービスによる速度取締り ○ 緊張感を保持させるための見せる取締り ○ 隣接警察署や交通機動隊と連携した取締り 【交通安全教育】 ○ トラック事業を営む者などの運送事業者や安全運転管理者選任事業所等に対する規制速度遵守と安全運転のための運転者教育 【情報発信】 ○ 事故多発場所等の交通事故情報の発信 ○ LEDビジョンやSNSなどを活用し、速度遵守等と呼び掛ける広報啓発、注意喚起	【交通規制】 ○ 円滑な道路交通に配慮した速度規制の見直し ○ 出会い頭事故を防止するための道路管理者と連携した交通安全施設の点検・見直し 【交通指導取締り】 ○ 夜間の速度取締り、警戒走行、駐留警戒 ○ 可搬式オービスによる速度取締り ○ 隣接警察署や交通機動隊と連携した取締り ○ 交差点関連違反の取締り 【交通安全教育】 ○ 規制速度遵守や交差点の安全通行を促すための運転者教育 【情報発信】 ○ 事故多発場所等の交通事故情報の発信 ○ LEDビジョンやSNSなどを活用し、速度遵守等と呼び掛ける広報啓発	【交通規制】 ○ 円滑な道路交通に配慮した速度規制の見直し(実勢速度と規制速度の乖離等について検討) ○ 道路環境に応じた適切な臨時交通規制の実施 【交通指導取締り】 ○ 日中を重点とした速度取締り、警戒走行 ○ 可搬式オービスによる速度取締り 【道路管理者との連携】 ○ 道路管理者と連携したペースカー等の積極的運用 ○ 高速道路のSA等における広報啓発活動 【情報発信】 ○ 道路管理者と連携した道路状況に対応したタイムリーな情報発信 ○ 情報板やSNSなどを活用し、速度遵守等と呼び掛ける広報啓発、注意喚起
路 線 ・ 地 域 の 例 示	【規制速度の超過があった交通事故が多い路線】 ○ 青森地域 国道4号、7号、103号 ○ 八戸地域 国道45号、104号、340号 ○ 弘前地域 国道7号 ○ むつ地域 国道279号、338号	【交差点事故の発生が多い地区】 ○ 青森地域 青森市大野地区周辺 ○ 八戸地域 八戸市沼館地区周辺 ○ 弘前地域 弘前市城東地区周辺 ○ 十和田地域 十和田市官庁街周辺	【施策を重点的に進める地域】 ○ 各市町村の学校等周辺	【規制速度の超過があった交通事故が多い路線】 ○ 青森地域 国道4号、7号、280号 ○ 八戸地域 国道45号、340号 ○ 弘前地域 国道7号 ○ むつ地域 国道279号、338号	【施策を重点的に進める地域】 ○ 観光地などの週末における交通量が増加するような、交通量の変化が大きい路線・地域	【交通事故の発生が多い路線】 ○ 東北縦貫自動車道 ○ 津軽自動車道 ○ 下北縦貫道路

※「幹線道路」とは、一般国道、県道をいう。「その他の道路」とは、幹線道路以外の道路をいう。「生活道路」とは、主として地域住民の日常生活に利用される道路をいう。「高速道路等」とは、高速道路及び自動車専用道路をいう。